



太陽光発電等導入補助金 (既存戸建住宅向け)

申請の手引き (令和8年度版)



提出先・問い合わせ先

カメイ株式会社内
せんだいエコトク補助金事務局
〒980-0811
仙台市青葉区一番町2-7-12
南町通MKビル3階
TEL:022-393-7951
メールアドレス: sendai-ecotoku@kamei.co.jp
平日9時00分～17時00分

郵送でのご提出をお願いいたします。

注意事項

設置工事後の申請はできません。
交付決定通知を受け取る前に設置工事を行うと申請は無効となりますのでご注意ください。

他の補助金との併用について

本補助金は、財源が国費の補助金(DR補助金)との併用はできません。

1.申請の流れ 事業者による代行申請もできます

その1

対象となるか確認 → P2～

その2

交付申請 → P6～

R8.12.15まで

事務局による審査

(書類の不備等が無い場合30日以内に決定通知書送付)

その3

交付決定

(仙台市より通知をお送りします)

その4

太陽光・蓄電池設置工事

設置工事は
交付決定後に
行ってください

その5

実績報告 → P9～

R9.1.29まで

事務局による審査

その6

補助金額確定

(仙台市より通知をお送りします)

その7

補助金請求

補助金交付 (口座振込)

2.申請の期限

交付申請（**工事開始前**）：
令和8年5月1日（金）～ 令和8年12月15日（火） 必着

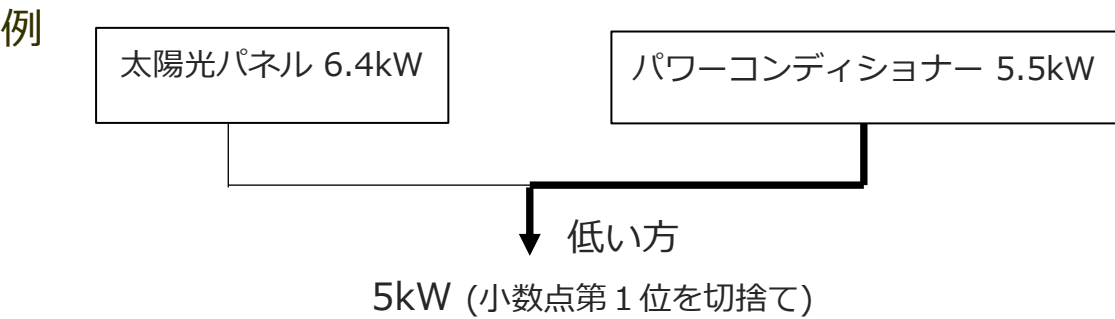
- ・ 予算がなくなり次第終了します。
- ・ 申請を受けてから不備等が無かった場合30日以内に交付・不交付決定通知を申請者宛てに通知します。
- ・ **市の交付決定通知を受け取る前に、設備の設置工事を行うと補助が受けられなくなります。** 必ず、交付決定通知を受けた後に、設置工事に取り掛かってください。

実績報告期限：令和9年1月29日(金) 必着
(実績報告までに設置工事完了が必要です)

3.補助要件等

	要 件
補助対象住宅	現行の耐震基準（2000年基準）により建築された住宅、もしくは太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造安全性を有すること。
	当該太陽光発電設備及び蓄電池による、太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を当該住宅で消費すること。
	令和8年4月1日以降に住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の設置工事請負契約(変更契約は対象外)を締結し、設置工事に着手していないこと。
補助対象者	太陽光発電システムと蓄電池（太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池）を同時に市内の既存戸建住宅に設置する方。
	補助対象住宅の所有者、その配偶者または一親等の親族。
	補助対象住宅に常時お住まいになる方。
	仙台市の市税を滞納していない方。
	暴力団等と関係を有していない方。
	同一年度内に本補助金の申請を行っていない方。

- ※ 国の固定価格買い取り制度（FIT）による売電はできません。
- ※ 太陽光発電設備の出力は、太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力合計のうちいずれか低い方



4.補助額

太陽光発電設備及び蓄電池導入 定額 300,000円
※太陽光発電設備と蓄電池(太陽光パネル・パワーコンディショナー、蓄電池)を同時に導入すること

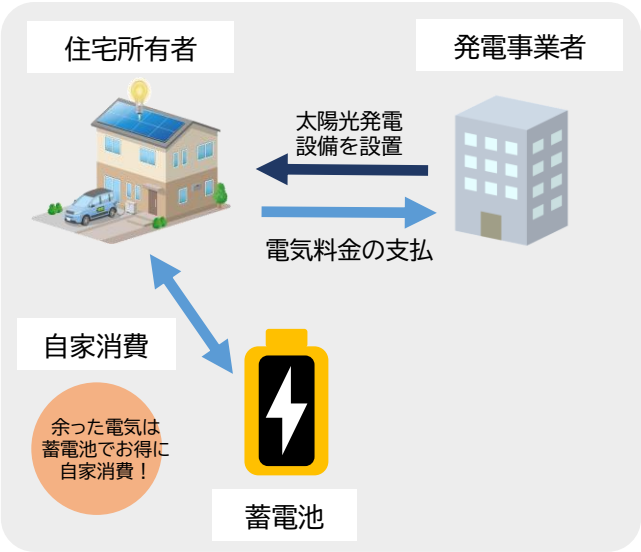
5.契約の違いによる補助金の支払い方法について

太陽光発電設備の導入方法	補助金の支払先
購入	申請者本人の口座へ振込
リースまたはPPA	太陽光事業者へ支払い

- ※ 補助を受ける場合は、国による固定価格買い取り制度（FIT） は利用できません。
PPAの場合も、PPA事業者が国による固定価格買い取り制度（FIT）を利用しないことを確認して、申請してください。
- ※ リースまたはPPAの場合は、サービス利用料から補助金額分を差引く等で利用者に還元することになります。

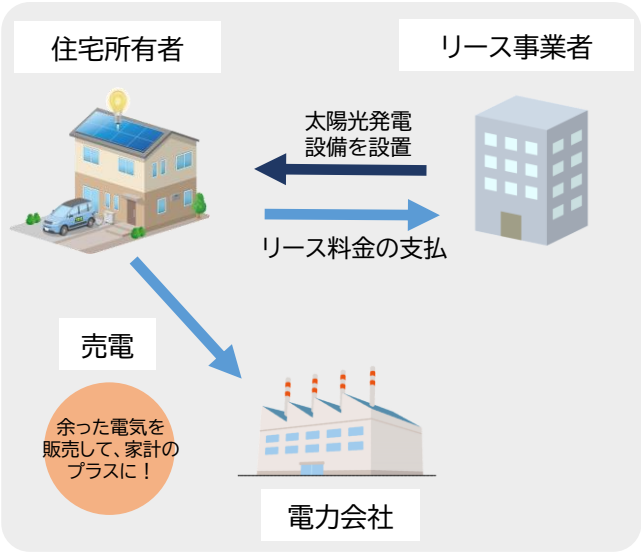
電力販売(PPA)

「屋根貸し」といわれる仕組で、発電事業者が住宅の屋根に発電設備を設置し、住宅所有者は使用した分の電気料を支払います。余った電気を売電することはできません。



リース

太陽光発電設備をリースにより導入する方式です。発電した電気を使用しながら月々のリース料を支払います。余った電気を売電することが可能です。



6.太陽光発電設備に関する要件

太陽光発電設備について、下記の事項について遵守していただくとともに（様式第1号別紙2）、設置事業者に要件確認事項を提出してもらってください（様式第1号別紙3）

遵守事項
・太陽光発電設備の能力を十分に発揮させ、安全に利用するため、適切な維持管理に努めるとともに、4年に1回程度、設置事業者等による点検を行うこと。
・設置にあたっては、周辺住宅への反射光による影響等に配慮すること。
・太陽光発電設備を廃棄する際には、設置時の住宅メーカーや設置事業者等に相談のうえ、設備のリサイクル、リユースがなされるよう努めること。
・設備の法定耐用年数（太陽光：17年）以上使用すること。
・本補助金で導入した太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を住宅で自家消費すること。
・太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額が35万円/kW未満であること。 35万円/kW未満での導入が困難な特段の理由がある場合は、理由書を提出すること。

設置事業者の確認事項のうち、特に以下の項目について、確認方法を参照の上、要件を満たしていることを確認してください。

確認事項	
・日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。 確認方法：JP-A C太陽光パネルA登録リストに名前があること。	
・太陽光発電設備は『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』が示す対象物質の含有率が基準値を超えていないこと。 確認方法：JP-A C太陽光パネルA登録リストに名前があること	
・太陽光発電設備は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』を遵守して製造・調達された製品であること。 確認方法：太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」等で確認	
・太陽光発電協会（JPEA）他「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」を参照し、対策を講じること	

7.蓄電池に関する要件

- ・蓄電池設備について、以下の要件を満たす必要があります。

要件等
・太陽光発電設備で導入する付帯設備であること
・太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと
・設備の法定耐用年数（蓄電池：6年）以上使用すること。
・蓄電池蓄電の容量は20kWh未満とし、 令和7年度または令和8年度のSII（ https://zehweb.jp/registration/battery/ ）に登録された蓄電池であること。
・導入する蓄電システムの価格は 12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システム となるよう努めること。ただし、当該価格に該当する蓄電池システム調達が難しい場合は、 理由書を作成のうえ、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下とすること。

8. 交付申請に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

提出期限：令和8年5月1日～12月15日

	書 類 名	備 考
	補助金交付申請書	・ 様式第1号 ・ <u>捨印があれば、訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません</u>
①	事前契約届出書	・ 様式第1号別紙1（契約前の場合、不要）
②	遵守事項に関する確認書	・ 様式第1号別紙2
③	導入設備要件確認書兼誓約書	・ 様式第1号別紙3
④	補助対象経費計算書	・ 様式第1号別紙5（※1）
⑤	太陽光パネル割付図	
⑥	太陽光発電システム自家消費率計算書	・ 様式1号別紙6 ・ 導入する太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が、30%以上であることがわかるもの
⑦	工事請負契約書等の写し	・ 申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること（契約前の場合、実績報告時に提出）
⑧	見積書等の写し（※1）	・ 申請者の氏名、料金の内訳、導入設備が分かるもの
⑨	設備の仕様及び金額が分かるもの	・ 太陽光パネルの公称最大出力、パワーコンディショナーの定格出力、蓄電池の定格容量及び金額が確認できるもの ・ 太陽光発電システムの要件が確認できるもの
⑩	住民票（または本人確認書類（実績報告時に住民票提出））	・ 申請者本人の原本 ・ マイナンバーが記載されていないこと ・ 交付日が交付申請日の3か月以内のもの ・ <u>本人確認書類の場合は実績報告時に住民票を提出すること</u> （住所、氏名、生年月日が確認できる免許証やマイナンバーカード(表面のみ)のコピー等）
⑪	建物所有者と申請者との続柄を証明する書類	・ 申請者が建物所有者の配偶者または一親等の親族の場合のみ ・ 住民票または戸籍全部事項証明書 ・ 交付日が交付申請日の3か月以内のもの
⑫	建物登記事項証明書（登記簿謄本）	・ 建物登記簿謄本の原本 ・ 交付日が交付申請日の3か月以内のもの

以下の書類については、該当する場合のみ必要です。

	書類名	備考
⑬	太陽光発電設備 調達価格に関する理由書	・ 参考様式 ・ 太陽光発電設備の価格が35万円/kWを超える場合、その理由書と太陽光発電設備の金額が確認できるもの
⑭	蓄電池調達価格 に関する理由書	・ 参考様式 ・ 蓄電池価格が12.5万円/kWh以下とならない場合、その理由書と蓄電池の金額が確認できるもの
⑮	委任状	・ 様式 1 号別紙 4 ・ PPAまたはリースにより、設備を導入する場合
⑯	補助金相当額控 除説明資料(※2)	・ (PPA・リースにより設備を導入する場合のみ)補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類
⑰	市税の滞納がないこと の証明書	・ 交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・ 市税納付状況確認に同意した場合は不要
⑱	その他市長が必要と認める書類	・ 仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。 (例 2000年以前に建築された住宅の場合：太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造安全性を有することを証明する書類)

(※1)

PPA・リースによる導入の場合

申請者との契約に基づく見積書のほかに、以下の書類をご提出ください。

・ リース料金等算出のもとになっている、設備導入にかかっている総額の分かるもの（太陽光発電設備、蓄電池それぞれの設備費、工事費など項目ごとの金額がわかるもの）

※様式第1号別紙5は設備ごとの導入費用の金額を入力し、計算してください。申請者が支払うリース料等では計算しないでください。

(※2) 補助金相当額控除説明資料の例

補助金適用後の月々お支払額提案書	
仙台 市朗 様	
補助金適用前 総支払額	2,835,000 円 (税抜)
(太陽光：5 kW1,750,000円 蓄電池：7kw1,085,000円)	
補助金額	300,000円 (税抜)
補助金適用後 総支払額	2,535,000 円 (税抜)
	2,788,500 円 (税込)
月々のお支払額	15,491 円 (180か月)

9. 交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は**申請者本人宛て**に交付決定通知書を送付します。（不備等があった場合は連絡を差し上げます。）

交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて事務代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

10. 変更の手続き

交付決定後に申請した内容の変更がある場合は、工事着手前に承認を得る必要があります。様式第4号に必要書類を添えて環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

変更承認が必要かわからない場合は、環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

11. 中止、廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、様式第5号を環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

12. 設備の設置工事

交付決定の通知を受けた後に、設備の設置工事を行ってください。なお、交付決定前に設置工事を行うと、補助を受けられなくなります。

13.実績報告に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

提出期限：令和9年1月29日

	書 類 名	備 考
	補助金実績報告書	・ 様式第 8 号
①	建物全景写真	・ 様式第 8 号別紙 1 ・ 建物全景を撮影したカラー写真
②	導入設備の写真	・ 様式第 8 号別紙 2 ・ 太陽光発電設備の全体、パワーコンディショナー、蓄電池の全体及び型番を撮影したカラー写真
③	出荷証明書等の写し	・ 太陽光発電システム及び蓄電池について、新品を設置したことが分かるもの
④	領収書等の写し	・ 申請者の氏名（フルネーム）が記載されているもの ・ 太陽光発電システム及び蓄電池導入費用を負担したことが分かるもの
⑤	売電の形態が確認できる書類	・ 電力会社との電力受給契約確認書(売電契約書等)の写し または系統連系に係る契約書類等の写しなど
⑥	住民票	交付申請時に提出していない場合のみ ・ 申請者本人の原本 ・ マイナンバーが記載されていないこと ・ 交付日が実績報告日の3か月以内のもの
⑦	工事請負契約書等の写し	交付申請時に提出していない場合のみ (交付申請時に契約前で未提出だった場合のみ提出) ・ 申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること
⑧	その他市長が必要と認める書類	・ 必須ではありません。仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。

14.補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、導入設備等の設置を確認するため、現地調査を行う場合があります。

15.補助金の請求

交付額確定通知書を受け取ったら、1週間以内に「補助金交付請求書（様式第10号）」を（PPA・リースの場合は太陽光事業者から）郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

- ・補助金は申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。ただし、リース・PPAの場合は太陽光事業者の口座への振り込みになります。
- ・便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、修正不可となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

16.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。

17.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内(太陽光発電設備17年、蓄電池6年)に補助金により取得した機器等を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第12号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

承認を受け対象設備を処分した場合は、補助事業者が当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額を返還していただきます。取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

18.補助事業完了後の協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報及び調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。